

## 三重県国土利用計画審議会の概要

### 1. 設置根拠

国土利用計画法第38条

### 2. 所掌事務

- ①三重県国土利用計画<sup>\*</sup>の策定及び変更に係る調査審議（法第7条第3項、第9項）
- ②市町国土利用計画の策定及び変更に係る調査審議（法第8条第5項、第6項）
- ③三重県土地利用基本計画の策定及び変更に係る調査審議（法第9条第10項、第14項）
- ④県土利用に関する基本的な事項及び土地利用に関する重要な事項に係る調査審議（法第38条第1項）

※H30に三重県国土利用計画を廃止し、三重県土地利用基本計画と統合した。

### 3. 委員数

12名

### 4. 委員の構成

防災、林業、農業、都市問題、交通問題、自然保護、商工業、言論、生活環境、環境問題、土地問題

### 5. 任期

3年（令和5年1月22日から令和8年1月21日まで）

### 6. 開催状況（H24～）

年 度	開催回数	議題
H 2 4	1回	計画図の変更について
H 2 5	1回	計画図の変更について
H 2 6～2 8	—	
H 2 9	1回	計画書の変更について
H 3 0	2回	計画書の変更について、計画図の変更について
H 3 1 (R 元)	—	
R 2	1回	計画図の変更について
R 3	—	

※その他、会長専決により、令和元年度、令和4年度に計画図の変更を行った。

## 国土利用計画法（昭和四十九年六月二十五日法律第九十二号） 抜粋

### （都道府県計画）

第七条 都道府県は、政令で定めるところにより、当該都道府県の区域における国土の利用に関し必要な事項について都道府県計画を定めることができる。

2 都道府県計画は、全国計画を基本とするものとする。

3 都道府県は、都道府県計画を定める場合には、あらかじめ、第三十八条第一項の審議会その他の合議制の機関及び市町村長の意見を聴かななければならない。

4～8 （略）

9 第三項から前項までの規定は、都道府県計画の変更について準用する。

### （市町村計画）

第八条 市町村は、政令で定めるところにより、当該市町村の区域における国土の利用に関し必要な事項について市町村計画を定めることができる。

2～3 （略）

4 市町村は、市町村計画を定めたときは、遅滞なく、その要旨を公表するよう努めるとともに、市町村計画を都道府県知事に報告しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定により市町村計画について報告を受けたときは、第三十八条第一項の審議会その他の合議制の機関の意見を聴いて、市町村に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

6 前三項の規定は、市町村計画の変更について準用する。

### （土地利用基本計画）

第九条 都道府県は、当該都道府県の区域について、土地利用基本計画を定めるものとする。

2 土地利用基本計画は、政令で定めるところにより、次の地域を定めるものとする。

一 都市地域

二 農業地域

三 森林地域

四 自然公園地域

五 自然保全地域

3 土地利用基本計画は、前項各号に掲げる地域のほか、土地利用の調整等に関する事項について定めるものとする。

4～9 （略）

10 都道府県は、土地利用基本計画を定める場合には、あらかじめ、第三十八条第一項の審議会その他の合議制の機関並びに国土交通大臣及び市町村長の意見を聴かななければならない。

11～13 （略）

14 第十項から前項までの規定は、土地利用基本計画の変更（政令で定める軽易な変更を除く。）について準用する。

### （審議会等）

第三十八条 この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県の区域における国土の利用に関する基本的な事項及び土地利用に関し重要な事項を調査審議するため、都道府県に、これらの事項の調査審議に関する審議会その他の合議制の機関（次項において「審議会等」という。）を置く。

2 審議会等の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

## 三重県国土利用計画審議会条例（昭和49年10月4日三重県条例第46号）

（設置）

第一条 国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第三十八条第一項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、三重県国土利用計画審議会（以下「審議会」という。）を置き、その組織及び運営に関しては、同条第二項の規定に基づき、この条例の定めるところによる。

全部改正〔平成一一年条例六〇号〕

（組織）

第二条 審議会は、国土の利用及び土地利用に関し学識経験を有する者のうちから知事が任命する委員二十二人以内をもつて組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員は、国土の利用及び土地利用に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

一部改正〔昭和六二年条例二号〕

（任期等）

第三条 前条第一項に定める委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

（会長）

第四条 審議会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第五条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の総数の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（幹事）

第六条 審議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、県職員のうちから知事が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、審議会の会務を処理する。

(庶務)

第七条 審議会の庶務は、地域連携部において処理する。

一部改正〔昭和五一年条例九号・六一年七号・平成七年六号・一〇年一号・一七年九二号・二四年六号〕

(雑則)

第八条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十一年三月二十九日三重県条例第九号抄）

(施行期日)

1 この条例は、昭和五十一年四月一日から施行する。

附 則（昭和六十一年三月三十一日三重県条例第七号抄）

(施行期日)

1 この条例は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則（昭和六十二年三月十六日三重県条例第二号）

この条例は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則（平成七年三月十五日三重県条例第六号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成七年四月一日から施行する。

附 則（平成十年一月二十三日三重県条例第一号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成十年四月一日から施行する。

附 則（平成十一年十二月二十四日三重県条例第六十号）

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

2 この条例の施行前にこの条例による改正前の三重県国土利用計画地方審議会条例第二条の規定により任命された委員は、この条例による改正後の三重県国土利用計画審議会条例第二条の規定により任命されたものとみなす。

附 則（平成十七年十二月二十七日三重県条例第九十二号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二十四年三月二十七日三重県条例第六号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

# 三重県国土利用計画審議会運営規程

平成11年12月22日施行

平成25年 2月 5日一部改正

(趣 旨)

第1条 この規程は、三重県国土利用計画審議会条例（昭和49年三重県条例第46号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、三重県国土利用計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長の任期)

第2条 会長の任期は、選任された委員の任期とする。

2 会長がその職を辞し、又は委員を退任したとき、次回の審議会において会長の選任を行うものとする。

(委員及び臨時委員以外の者の出席)

第3条 会長は、必要があると認めるときは、委員及び臨時委員以外の者を会議に出席させて意見又は説明を求めることができるものとする。

(会議の原則公開)

第4条 審議会の会議は、これを原則公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当し、出席委員の過半数が認める場合は公開しないことができる。

(1)三重県情報公開条例第7条各号の規定に該当する情報に関し審議する場合

(2)会議を公開することにより、会議の公正かつ円滑な運営に支障が生じると認められる場合

2 傍聴の要領については別途定める。

(議事録の作成)

第5条 審議会の会議については、議事録を作成し、議長が指名した委員2名がこれに署名押印するものとする。

2 議事録に記載する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)会議の年月日及び場所

(2)議事の概要

(3)その他審議会の経過に関する事項

3 審議会の議事録は、三重県情報公開条例第7条各号の規定に該当する情報を除き、これを公開する。

(専 決)

第6条 会長は、審議会運営の効率化及び迅速化を図るため、国土利用計画法の趣旨に合致すると認められる一定の類型に属するものを対象として、あらかじめ審議会の承認を得て、専決基準を定めることができる。

2 会長は、専決基準に該当する事項については、審議会が適当と認めたものとして取り扱うことができる。ただし、当該事項に係る事務処理の後、速やかに審議会に報告しなければならない。

附 則

この規程は、平成11年12月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年 2月 5日から施行する。

# 三重県国土利用計画審議会専決基準

平成25年2月5日制定

(趣旨)

第1条 三重県国土利用計画審議会運営規程第6条の規定に基づき、三重県国土利用計画審議会専決基準（以下「専決基準」という。）を定める。

(専決基準)

第2条 審議会が適当と認めたものとして取り扱う専決基準は、次のとおりとする。

- (1) 三重県土地利用基本計画の変更のうち、都市計画法(昭和43年法律第100号)第5条により都市計画区域として指定されている又は指定されることが予定されている地域の拡大及び縮小に伴う都市地域の拡大及び縮小
- (2) 三重県土地利用基本計画の変更のうち、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第6条により農業振興地域として指定されている又は指定されることが予定されている地域の拡大及び縮小に伴う農業地域の拡大及び縮小
- (3) 三重県土地利用基本計画の変更のうち、森林法(昭和26年法律第249号)第2条第3項に規定する国有林の区域又は同法第5条第1項の地域森林計画の対象となる民有林の区域として定められている又は定められることが予定されている地域の拡大及び縮小に伴う森林地域の拡大及び縮小
- (4) 三重県土地利用基本計画の変更のうち、自然公園法(昭和32年法律第161号)第2条第1号の自然公園として指定されている又は指定されることが予定されている地域の拡大及び縮小に伴う自然公園地域の拡大及び縮小
- (5) 三重県土地利用基本計画の変更のうち、自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第14条の原生自然環境保全地域、同法第22条の自然環境保全地域又は同法第45条第1項に基づく都道府県条例による都道府県自然環境保全地域として指定されている又は指定されることが予定されている地域の拡大及び縮小に伴う自然保全地域の拡大及び縮小